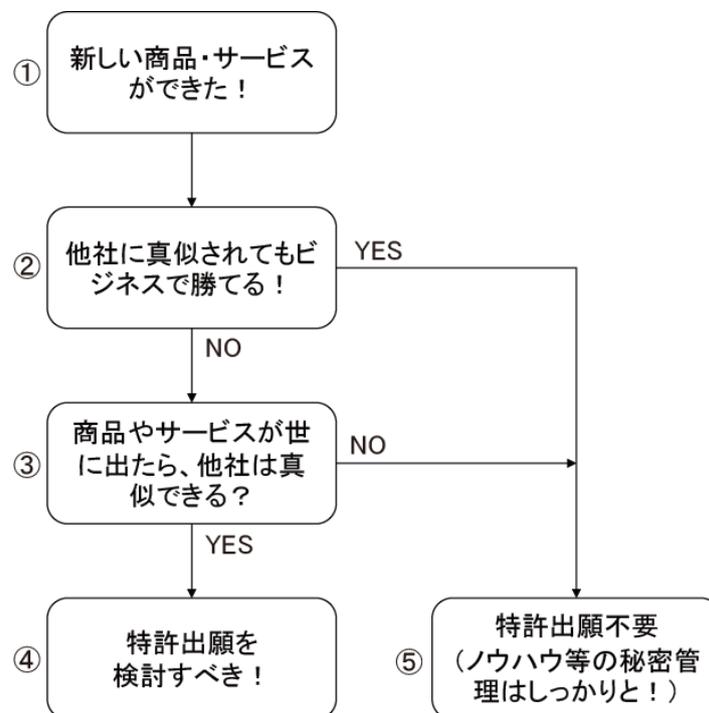


特許出願すべきか否か？

ものづくり企業のみならず、サービス業や金融業においても、「新商品や新サービスは特許（知的財産権）で守れ」というのがビジネスの常識になっていますね。

ただ、本当に全ての商品やサービスについて、本当に特許が必要なのでしょうか。

- ① まずは、新商品や新サービスの構想ができたときに、特許出願を検討すべきかどうか、その判断基準について見てみましょう。



- ② その新商品やサービスが、他社に真似されてもビジネスで勝てる場合は、特許出願は不要です⑤。ビジネス面でがんばりましょう。

ただし、特許があった方がビジネス展開が楽になることもありますので、そのような場合は特許出願を検討した方がいいですね。

- ③ その新商品やサービスを世に出しても、他社が真似できないのであれば、特許出願は不要です⑤。その代わりに、他社が真似できないポイント（ノウハウ等）の秘密管理をしっかりする必要があります。

ノウハウ等の大切な情報が流出して、他社に真似されたら、ビジネスで負けてしまうかもしれません。充分に気をつけましょう。

- ④特許出願を「検討すべき！」としているのは、特許出願したくてもできない場合があるからです。

特許出願したくてもできない場合って・・・？

次号に続く